

大分県より新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者のみなさまへ 事業者向け支援策のお知らせ

20210924ver.

新型コロナウイルス感染症拡大により、急激な売上減などの影響を受けている事業者に対し、国、自治体では様々な支援策を用意しています。その主なものの内容と問合せ先をお知らせします。

融 資

少額でよいので当面の資金が必要だ

まとまった無利子の資金を調達したい

まとまった資金を民間金融機関で調達したい

既存借入金の条件変更や借換えをしたい

短期の運転資金を調達したい

銀行が返済期限の相談に応じてくれない

支援策の名称	内容	問合せ先・締切
生活福祉資金 (個人向け緊急小口融資)	コロナの影響により収入の減少がある 個人事業主に貸付 融資額：20万円以内 返済期間：2年以内(据置き1年以内) 金利：無利子	お住まいの市町村社会福祉協議会まで 締切：R3年8月31日
無利子・無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)	最近1ヶ月の売上が前年比で △5%以上の中小企業者に融資 融資額：小規模8,000万円 中小6億円 返済期間：15年以内(据置5年以内) 金利：基準金利-0.9%(3年間) ※企業規模ごとの売上高減少要件を満たす場合は当初3年間利子補給により無利子	日本政策金融公庫 大分支店 小規模 097-535-0331 中小 097-532-4106 別府支店 0977-25-1151 締切：随時
マル経融資 (新型コロナウイルス対策マル経)	最近1ヶ月の売上が前年比△5%以上の小規模事業者 に融資 融資額：1,000万円以内(別枠扱) 返済期間：7年以内(据置3年以内) 金利：経営改善利率-0.9%(3年間) ※企業規模ごとの売上高減少要件を満たす場合は当初3年間利子補給により無利子	日本政策金融公庫 大分支店 小規模 097-535-0331 中小 097-532-4106 別府支店 0977-25-1151 最寄りの商工会・商工会議所 締切：随時
新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金 (県制度資金)	最近1ヶ月の売上が前年比△3%以上の中小企業者に融資 融資額：1.6億円以内 返済期間：10年以内(据置2年以内) 金利：1.3%(保証料率0%又は0.35%)	最寄りの大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行などの金融機関 締切：随時
社会経済再活性化資金 (県制度資金)	セーフティネット保証等を受けた売上前年比△15%以上の中小企業者に融資 融資額：4000万円以内 返済期間：10年以内(据置5年以内) 金利：1.3%(保証料率0%)	
事業リスタート支援資金 (県制度資金)	既存借入金の借換等を検討中の経営改善計画等を策定した中小企業者に融資 融資額：2.8億円以内 返済期間：15年以内(据置5年以内) 金利：1.8%~(保証料率0.15%)	県制度資金は原則代表者以外の保証人不要(信用保証協会の保証付)
定時返済不要短期資金 (県制度資金)	短期の資金繰りが必要な中小企業者に満期一括返済型で融資 融資額：5,000万円以内 返済期間：1年以内(最長5年継続) 金利：1.8%(保証料率0.15%)	
九州財務局金融相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症に関する金融機関との取引の相談に対応	大分財務事務所 097-500-9031

税など

税金や社会保険料の納付ができない

支援策の名称	内容	問い合わせ先
国税、地方税、社会保険料の猶予制度	一時的に納付が困難な場合、申請が認められれば納付を猶予	最寄りの税務署（国税） 県税事務所、市町村税務担当課（地方税） 年金事務所（社保料）

補助金等

返済不要の補助金はないのか

支援策の名称	内容	問合せ先・締切
中小企業・小規模事業者事業継続支援金	県が要請した飲食店時短営業や外出自粛等の影響により、5月又は6月、8月又は9月の売上が前年比又は前々年比で△30%以上の事業者に対し支援金を支給 給付額：中小法人30万円以内 個人事業者15万円以内	事業継続支援金相談窓口（コールセンター） 050-6868-9277 締切： 7/9～9/30(5,6月分) 9/21～12/10(8,9月分)
月次支援金	4月以降の緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や、外出・移動自粛の影響を受けた事業者で、月の売上が前年比又は前々年比△50%以上の者に対し、一時金を支給 給付額：中小法人20万円以内/月 個人事業者10万円以内/月	月次支援金事務局 相談窓口 0120-211-240 7月分受付：8/31～9/30 8月分受付：9/1～10/31 9月分受付：10/1～11/30
市町村の事業継続支援金等 ※日田市、佐伯市、津久見市、豊後大野市、国東市、日出町	<日田市の場合> 8、9月のいずれかの売上が前年又は前々年同月比△30%以上の時短営業の飲食店等と直接取引がある事業者等に対し給付 給付額：一律10万円	<日田市の場合> 日田市企業支援窓口 0973-22-8340 締切：R3年11月30日
時短要請協力金	県からの時短要請に応じた飲食店や遊興施設（飲食店・喫茶店営業許可有店舗）に対し協力金を支給 1日あたり売上高×0.3（2.5～7.5万円）	大分県時短要請協力金事務局 050-6868-9518 第3期受付：9/13～10/12 第4期受付：10/1～10/29
雇用調整助成金	従業員（雇用保険被保険者でないパート等も対象）を休業させる事業者に対し、休業手当の一部を補助 補助率：中小企業 最大9/10 上限額：13,500円/日、100日 <売上△30%以上の場合（業況特例）> 補助率：中小企業 最大10/10 上限額：15,000円/日、100日 ※上記特例措置は令和3年11月30日まで	大分労働局大分助成金センター 097-535-2100 最寄りのハローワーク 締切：対象期間後2ヶ月以内
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業手当の支払いを受けることができなかった中小企業等の労働者に支援金を給付 支援額：平均賃金の80%×休業日数 上限額：9,900円/日	休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 締切：R4年2月28日 ※9月休業分までは12月末

時短要請に協力して時短営業を行った

従業員への休業手当の負担が苦しい

中小企業支援全般のご相談は… 大分県よろず支援拠点 097-537-2837 をご利用ください。

このちらしの作成元：大分県商工観光労働部商工観光労働企画課 097-506-3215